平成 21 年 5 月 26 日

各　位

会 社 名　ホ ク ト 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　水野 雅義
（コード番号　１３７９　東証第一部）
問合せ先　専務取締役管理本部長　高藤 富夫
（TEL.　０２６－２５９－５９５５ ）
（URL　http://www.hokto-kinoko.co.jp/）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年５月26日開催の取締役会において、平成21年６月26日開催予定の第46回定時株主総会に、定款一部変更の件について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．定款変更の理由

（１）「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年１月５日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、および実質株主名簿に関する規定の削除ならびに条数の繰上げ等、所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して１年を経過する日までの間、これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第９条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第６条第１項に基づき、平成21年１月５日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

（２）「電子公告制度導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）が平成17年２月１日に施行されたことに伴い、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せて、やむを得ない事由により電子公告ができないときの措置を定めるものです。

また、インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定の新設をするものであります（変更案第15条）。

（３）その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年６月26日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成21年６月26日（金曜日）

以　上

（別紙）

定款変更案

（下線部は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１条～第４条 （条文記載省略）	第１条～第４条 （現行どおり）
（公告方法） 第５条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	（公告方法） 第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。
（新　設）	２．やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第６条 （条文記載省略）	第６条 （現行どおり）
（自己株式の取得） 第７条 （条文記載省略）	（自己の株式の取得） 第７条 （現行どおり）
第８条 （条文記載省略）	第８条 （現行どおり）
（株券の発行） 第９条　当会社は、株式に係わる株券を発行する。	（削　除）
（単元未満株券の不発行） 第10条　当会社は前条の規定にかかわらず単元未満株式に係わる株券を発行しないことができる。	（削　除）
（単元未満株式についての権利制限） 第11条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １．会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 ２．会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利 ３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	（単元未満株式についての権利制限） 第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １．会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 ２．会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利 ３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
（株主名簿管理人） 第12条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。	（株主名簿管理人） 第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

３．当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。	（削　除）
（株式取扱規則） 第13条　当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第11条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第14条～第16条 （条文記載省略）	第12条～第14条 （現行どおり）
（新　設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第17条～第42条 （条文記載省略）	第16条～第41条 （現行どおり）
（新　設）	附　則 第１条　当会社の株券喪失登録簿の作成および備え置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 第２条　当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 第３条　本附則第１条乃至本条は、平成22年１月６日をもってこれを削除する。
以上	以上